



特集：労働者派遣法改正 3つのポイント

既に厚生労働省より発表されている通り、本年10月と来年4月の2回に分けて労働者派遣法が改正される予定です。

この改正の3つのポイントをご案内します。

ポイント1 日雇派遣の禁止と専ら派遣（グループ企業内派遣）の規制

- ・日雇派遣（日々又は30日以内の期間雇用の労働者の派遣）の禁止
- ・専ら派遣（グループ内企業への派遣）を8割以内に規制

日雇派遣が禁止されるのは、行政が「日雇派遣は、需給調整システムとして相応しくない事業形態」と判断しているからです。日ごとの就業形態は、派遣元・派遣先とも適正な雇用管理・就業管理が行われにくく、雇用が不安定であり、禁止業務への派遣や二重派遣、さらには派遣社員の労働災害発生の要因にもなっていると考えられています。そして、専ら派遣（グループ企業内派遣）についても同様に需給調整システムとして相応しくない事業形態と判断され、グループ内企業への派遣は8割以内に制限されます。これは、いずれもいわゆる「事業規制の強化」となり、日雇派遣や専ら派遣を行っている派遣会社に対して、行政は事業の見直しを行うための猶予期間（来年4月施行）を与えているのは、派遣会社に言い訳を許さないためと思われます。

ポイント2 派遣社員の待遇の改善と常用化

- ・派遣会社は派遣料金、派遣社員の賃金などの情報を公開
- ・事前面接（特定を目的とする行為）等の解禁

社会的に「非正規社員＝派遣社員」の図式が出来上がり、派遣社員は正社員に比べて冷遇されており、それは、派遣先が派遣元に支払う派遣料金や派遣元が派遣社員に支払う賃金が不透明であることが一因であると考えられています。従って、本来は価格自由競争であるにも拘わらず、派遣の業種ごと（政令業務、製造、日雇など）に派遣料金と派遣社員の賃金の公表を求める「情報の公開」を派遣会社に義務付けるわけです。さらには、登録型の派遣社員を常用化するよう派遣会社に努力義務を果たすのと同時に、常用の派遣社員に限っては、事前面接（特定を目的とする行為）等を解禁致します。

ポイント3 派遣元の事業許可（更新も含む）の見直しと派遣先の法違反に対する是正措置の強化

- ・派遣会社の事業許可要件の見直し（ハードルをアップ）
- ・派遣先の法違反に対する是正措置の強化

大手の派遣会社の派遣法違反での行政処分や大手メーカーでの偽装請負が社会問題となり、派遣会社に対する許可申請や許可更新の要件のハードルを高くする見直しがあります。さらに今まで行政は、派遣元に対して重点的に指導や是正を行ってきましたが、実態は派遣元がビジネス的に顧客先である派遣先に、派遣契約の主導権を握られていると判断し、今後は派遣元だけでなく派遣先に対しても、厳しい指導や是正を求めていくように、今回の労働者派遣法改正でも法条文として明記されることになります。

今後の「コンプライアンス通信-ARM-」では労働者派遣法改正に関する記事を予定しております。

各項目について、詳細に取り上げます。

- 7月号・・・事前面接（特定を目的とする行為）等の解禁
- 8月号・・・派遣先の法違反に対する是正措置の強化
- 9月号・・・日雇派遣、専ら派遣の規制

